

生活困窮者自立支援制度

生活に困ってしまうことは、誰にでもあります。
一人で悩まず、問題が深刻化・複雑化する前に早めのご相談を！

【対象となる方】

- 失業などにより、所得が減少し、経済的にお困りの方
- ご自身の病気やケガ、家族の問題などで、経済的な悩みを抱えている方
- 仕事を探しているがなかなか見つからない方

など



- ・あなたのご相談をうかがう「支援員」は、生活困窮者自立支援法に基づき配置されており、相談支援について専門性を有する職員です。

相談から支援まで



【まずは相談】

- ・ご相談者の悩みを支援員がうかがいます。相談内容によっては、利用可能なサービスなどを紹介し、利用手続きのお手伝いをします。
- ・窓口に来られない方には、支援員が訪問して相談をお受けします。



【支援プランを作成】

- ・支援の申込みがあった場合は、支援員がご相談者の抱えている問題を分析し、ご相談者の意見をうかがいながら最適な支援プランを作成します。
- ・支援プランは、関係する機関と連携して作成します。



【自立に向けた活動】

- ・支援プランをもとに、ご相談者の問題がひとつずつ解決するように取り組みます。
- ・支援員は関係機関と連携を図り専門的な助言を行います。また、必要に応じて支援プランの見直しを行い、問題が解決するまで支援を行います。



- ・自立相談機関及び支援員は個人情報保護法を遵守しますので、安心してご相談ください。

支援事業について

市町村によって実施している事業は異なりますので、最寄りの自立相談支援機関にお問い合わせください。

自立相談支援事業

- ・生活にお困りの方に対して、その悩みがより深刻になったり、複雑になったりする前に、早期の相談支援を実施します。専門知識を有する支援員が、ご相談者の状況を分析し、活用できる行政サービス等を紹介します。
- ・支援の申込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで、伴走型の支援を実施します。

住居確保給付金

- ・離職等により住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、住宅費を支給します（給付金を受けるには一定の要件があります）。
 - ・支給期間は原則3か月間です。一定の要件を満たせば最長9か月間受給可能です（令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り最長12か月まで延長可能）。
- ※お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります。

家計改善支援事業

- ・家計表やキャッシュフロー表を活用して家計に関する課題を「見える化」し、家計収支の問題解決に向けた支援を行います。

学習・生活支援事業

秋田県では、子どもの学習を支援するため、町村にお住まいの中学生、高校生等を対象に、学習習慣や基礎学力を身に付けてもらうための支援事業を行っています。
（※教育委員会で「あきたわくわく未来ゼミ」を実施する町村は対象外です）

◆集合型

〔対象〕 要保護世帯・就学援助制度利用世帯・ひとり親世帯の
中学生と高校生世代

〔内容〕 公民館等を会場に、学習支援員が問題の解き方等を助言

〔町村〕 三種町・羽後町



就労準備支援事業

- ・ただちに一般就労が困難な方へ、生活リズムの改善や、就職活動を行うにあたり必要な知識の習得など、段階的な支援を行います。